

北海道青少年健全育成条に基づく立入調査要領の一部改正について

子ども家庭支援課次世代成育支援係

項 目	内 容	備 考
1 改正の趣旨 ・必要性	<p>○ 趣旨</p> <p>道の組織機構改正に伴い、規則等について規定の整備を行ったが、保健福祉部及び北海道警察の立入調査員に交付する「立入調査員証」について、その交付する者を「保健福祉部長」と定めていたものを、「保健福祉部子ども応援社会推進監」に改める。</p> <p>○ 必要性</p> <p>当課の業務に係る決裁権者は「保健福祉部子ども応援社会推進監」であるところ、上記要領で定める「立入調査員証の交付者」が「保健福祉部長」であることは、現状にそぐわないため、所要の改正が必要。</p>	
2 改正の内容	<p>○ 字句の改正（参考資料2「立入調査要領新旧対照表」のとおり）</p> <p>「立入調査員証」について、その交付する者を「保健福祉部長」から「保健福祉部子ども応援社会推進監」に字句を一部改正する。</p>	
3 対象となる 規則、要領	<p>○ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査要領</p>	
4 改正日	<p>令和5年11月1日 （同日に施行済み）</p>	